



Title	ハカーマニシュ朝初期の女性労働者
Author(s)	川瀬, 豊子
Citation	待兼山論叢. 史学篇. 1982, 16, p. 27-52
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/48016
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ハカーマニシユ朝初期の女性労働者

川 瀬 豊 子

—

ペルセポリス出土のハカーマニシユ朝（アカイメネス朝）時代の王室経済文書（宝蔵文書・城砦文書）によれば、王室管轄下の労働者は一般に *kurtas*⁽¹⁾ とよばれる。*kurtas* は、南はパールサ地方から北はエラム東部に及ぶペルセポリス王室経済圏における生産活動の中核的存在であった。かれらの実態を知ることが、王室経済のみならずハカーマニシユ朝の社会構造を知るためにも重要な手がかりであることは、容易に推測される。

従来の *kurtas* に関する研究は、主に一九四八年にキヤメロンによって公刊された宝蔵文書⁽²⁾ に基づくものであった。しかし内容・数量の両面において宝蔵文書を凌駕する城砦文書⁽³⁾ に基づく徹底的な研究は、いまだ数少ない。一九六九年にハロツクによって公刊された城砦文書は、テキスト二〇八七点を含み、第三代ダーラヤワウ一世（ダレイオス一世）の治世第一三年—第二八年（前五〇九—四九四）の広範な王室経済の活動を記録する。この新史料の出現によって、*kurtas* のアウトラインはかなり明らかになったものの、*kurtas* の実態解明のためにはなお多くの基

礎的な研究が必要である。

本稿では、筆者の今後の kurtas 分析のための基礎作業のひとつとして、城砦文書を手がかりに、kurtas の約半分を占めながら、従来 kurtas 全体の中で部分的に言及されるにすぎず個別の検討対象としてとりあげることもなかった女性労働者の問題を考察したい。女性労働者の実態を明らかにすることによって、彼女たちとともに生きた kurtas 全体の問題に対するパースペクティヴも拓がることになるはずである。

二

kurtas というエラム語は、ハカーマニシュ朝時代のバビロニア出土のアッカド語文書の gardu⁽⁴⁾ やエジプト出土のアラム語書簡の grd⁽⁵⁾ とともに、言語学的には古代ペルシア語の *garda- (「家僕」) / *grda- (「家」) に由来することが明らかにされている⁽⁶⁾。この kurtas = gardu = grd⁽⁶⁾ 論に基づいて、これまで kurtas の法的・社会的地位に関してさまざまな見解が提示されてきたが、いまだ最終的な一致をみるに至っていない⁽⁷⁾。これらの諸見解の検討自体は本稿の目的ではないので、ここで深くたちいることはしないが、女性労働者の考察のために、従来の研究史をふまえて、kurtas について次の事実だけは確認しておかねばならない。

kurtas はペルシア人をはじめとする帝国諸民族で構成され、ベルセポリスの王宮建設現場のほか、各地の工房、宝蔵、果樹園、放牧地などで集団労働に従事した。成人男女とともに少年・少女も労働に参加し、かれらは grd⁽⁸⁾ 日 akrip 「支給物によって生活する(者)」と呼ばれた。支給は一般に一カ月単位で計算され、主に大麦でおこなわれた。成人男性一人あたり三バル⁽⁸⁾、成人女性二バルを標準としていた。支給額の差は、労働内容あるいは熟練度に

基づいていたと考えることができる。少年・少女は二・五—〇・五バル。ぶどう酒の場合は、成人男性二—マリシュ、成人女性—マリシュであったが、支給対象は明らかに限定されていた。また月額支給の他に、さまざまな特別支給が存在した。⁽⁹⁾ ダーラヤワウの治世末期からは（宝蔵文書）、銀の支給も記録される。これらの支給記録が作成される場合には、*kurtas* を修飾する職名や民族的・地理的呼称あるいは *kurtas* に対する支給割当担当官名などが、*kurtas* を確定する主要な手段となった。⁽¹⁰⁾ *kurtas* の家族生活は、基本的には保証されていたと考えられる。⁽¹¹⁾

なお *kurtas* は必ずしもすべての労働者を示すものではないが、本稿では *kurtas* に考察を限定したい。

三

まず、女性労働者が *kurtas* 全体の中で占める位置を確かめておく必要がある。そのために *kurtas* に対する月額支給を記録するテキスト三四二点⁽¹²⁾のうち労働集団内部の構成を確認できる二四九例⁽¹³⁾について、支給額を基準に男女の構成（成人男性・成人女性・少年・少女）を整理した。その結果、労働集団の構成方法に、表1に例示される四タイプが存在することを確認することができた。⁽¹⁴⁾

タイプⅠ：男性を中心に構成される労働集団（四九例）

タイプⅡ：ほぼ同数の男女で構成される労働集団（一一〇例）

タイプⅢ：女性を中心に構成される労働集団（六一例）

タイプⅣ：最高額受給者として大麦五バルあるいは六バルを受けとる女性が存在する労働集団（二九例）

表1. 労働集団の構成(1)

タイプ	PF No.	kurtaš 合計	大 麦 支 給 額 (BAR)										男女別 合計		
			5	4½	4	3½	3	2½	2	1½	1	½			
I	956	68	m				20	48							68
			f												
II	858	75	m					26		(4)	(5)	(4)		39	
			f							22	(4)	(4)	(6)	36	
III	915	167	m					6		(4)	(4)	(6)	(2)	22	
			f					30		100(4)	(2)	(6)	(3)	145	
IV	957	62	m			1		3	(2)	(3)	(2)		(5)	16	
			f	1		3		26	(1)	4(1)	(5)	(2)	(3)	46	

注 m:男性 f:女性 ()は「子ども」を示す。

表3. 労働集団の規模

人 数	テキスト例	
	A ¹⁾	B ²⁾
1-9	37	1
10-29	59	2
30-49	40	1
50-99	48	11
100-149	26	1
150-199	20	7
200-249	13	5
250-299	6	
300-399	6	1
400-499	1	
500-	4	
合 計	260	29

注1) A:タイプI-IVの集計。

2) B:タイプIVのみの集計。

注

1) 分類基準は以下のとおりである。

m:男性 f:女性

I: $m > 2f$ I': mのみII: $m \neq f$ ($m \leq 2f$, $f \leq 2m$)III: $f > 2m$ III': fのみ

IVについては本文解説に加え

表2. 労働集団の構成(2)

タイプ (テキスト例)	集団 全体	成人	テキスト 例
I (43)	I - I		9
	I - I'		1
	I' - I'		29
	I - II		3
	I - III'		1
II (110)	II - II		67
	II - I'		1
	II - III		37
	II - III'		5
III (61)	III - III		49
	III - I'		1
	III - II		1
	III - III'		9
	III' - III'		1
IV (29)	IV - IV		25
	IV' - IV'		2
	IV'' - IV		2
合 計			243

IV: $f > 2m$ IV': fのみ IV'': $m \neq f$ とする。

2) 本章冒頭で述べた249例中、本表作成については、成人を含まない集団(6例)は対象外とした。

労働集団内部の実態が必ずしも明らかではない現在の史料状況では、テキストに記録される *kurtas* すべてについて、かれらが単独の労働集団を構成したのか、あるいは労働集団内のサブグループを構成するにすぎないのかを確定することは不可能である。しかしながらこれらのテキストは、*kurtas* に対する王室の支給記録であると同時に、なによりも *kurtas* の労働管理のために作成されたものである⁽¹⁵⁾ので、テキストに記録される集団は、特定の場所での特定の労働内容と関連して編成された集団であるとみなしてさしつかえない。少なくとも王室にとって、集団労働の管理単位になっていたことだけは確実である。

テキスト例から明らかなように、ほぼ同数の男女で労働集団が構成されることが最も多かった。おそらくこれらの多くは P.F. 909, 910 (成人男性一人、成人女性一人、少年一人) に示唆されるような家族を最小単位としていたのであろう。このタイプに、被征服民族名を伴う例が他よりはるかに多いことは、ハカーマニシュ朝の被征服民族支配を考える上で注目すべき事実である。この場合には一般に、成人の男女数にも大差はない。

さて男女同数あるいは女性を中心とする労働集団の例は合計二〇〇例、全体の八〇%を占める(タイプ II・III・IV)。女性の労働力が王室経済の重要なファクターであったことは明らかである。しかも四タイプのすべてについて成人に限ってさらに詳細に検討するならば(表2)、一三一例が女性のみ、あるいは女性を中心として構成されていたことがわかる。すなわち「女・こども」を中心とする労働集団であった。この傾向は規模が大きくなると一層顕著になる。

表3・Aは、先に抽出した三四二点のうち、集団の構成人数を知ることのできる二六〇例を分類したものである。このうち二〇〇人以上の労働集団三〇例のタイプ別分布状況は次のようになる。II—II：四、II—III：二二、III—

Ⅲ：八、Ⅳ—Ⅳ：⁽¹⁶⁾六。タイプⅠは存在しない。少年・少女を含めた労働集団全体を問題にすれば、ここでもタイプⅡが最も多い。しかし成人に限ってみれば、実に二六例（Ⅱ—Ⅲ・Ⅲ—Ⅲ・Ⅳ—Ⅳ、約八七％）で成人女性の優位が証明されるのである。

以上のように、王室経済において女性の労働力に対する需要はかなり大きい⁽¹⁷⁾。しかし前述のように大麦の標準月額は成人男性三バルに対し成人女性二バルであり、支給額には歴然たる差が存在する。タイプⅠ・Ⅱ・Ⅲでは、労働内容によっては、男性と同様に三バルを支給されることもあったが、女性が集団内の男性をうまわる支給を得ているのは二例のみである（PF 1029, 1030）。これら三タイプでは、たとえ成人女性と少年・少女のみで集団が構成される場合でさえ、おそらく成人女性が集団の責任者であったと推定されるのであるが、彼女たちが三バルを受けとる例はそれほど多くはない⁽¹⁸⁾。すなわちテキスト例の九割近くを占めるこれら三タイプの考察からいえるのは、女性の労働力が相対的に男性の労働力より低く評価されていたということである。

このような女性労働者の一般的な状況を考えるならば、タイプⅣ⁽¹⁹⁾の労働集団がきわめて特異な存在であったことは明白である。ここでは集団内で最高額の大麦支給を受けとるのはすべて女性であり、男性に対してさえ稀な五バルを受けとる⁽²⁰⁾。さらに PF 1966 II, 4-10, PF 1960 II, 5-10 では、大麦六バルを支給される女性が存在する。男性労働者に対する六バルの大麦支給は、現在のところ城砦文書では一例しか検証されていない（PF 805）。一般にタイプⅣでは⁽²¹⁾、五バル受給者一—二人に続き四バル、三バル、二バルを受けとる女性が記録される。成人女性の標準月額二バルの受給者は、各集団の成人女性全体の中では少数であり、タイプⅣは成人女性に対する高額支給を特徴とする。一方男性は四—三バルを受けとるが、四バル受給者は少数である。

筆者がタイプIVのメルクマールとした五バルの大麦支給を受けとる女性は、PF 866ではまさしく *izara* 「リーダー」⁽²²⁾とよばれている。*izara* に関しては、第二三年の *Pitannan* にいた *kurtas* を記録する PF 903, 904 と PF 957, 958 が示唆的である。PF 957: では、*kurtas* 六二人のうち女性一人に五バル、男性一人に四バル、女性三人に四バルの大麦が支給される(表1)。一方 PF 903: では、女性一人に三マリシユ、男性一人に二マリシユ、女性三人に一マリシユのぶどう酒が支給される。PF 958 と PF 904 はともに七月の記録であり、この両テキストは大麦の高額受給者とぶどう酒を受けとる五人が同一人物であること、そして五バルの大麦と三マリシユのぶどう酒受給者が同一女性であることを教えてくれる。しかも、PF 875, 876, 879, 1076 ではやはり、三マリシユ (*kurtas* に対するぶどう酒の最高支給額) を受けとる女性が *izara* とよばれている。したがってタイプIVの大麦支給テキストと女性に対するぶどう酒三マリシユの支給を含むテキストが一对のものであり、しかも *izara* とよばれる人たちこそが大麦五バルとぶどう酒三マリシユというきわめて優遇された支給の恩恵に与ることができたことは疑いない。さらに今一度女性労働者のおかれていた一般的状況を思いおこすならば、*izara* に対する優遇は、所属する集団の指揮監督という責務のみならず、彼女たちが労働内容と関連したとりわけ高度の技術の保持者であったことによると考えるべきであろう。

結局タイプIVの労働集団は、王室からきわめて高い評価を得ていた女性リーダーの下に編成された女性中心の、しかも成人女性のほとんどが標準月額二バルを越える大麦支給を受けとっているという事実から判断して、なんらかの特殊な技術をもつ女性中心の集団であったとみなすことができる。集団の規模は概して大きい(表3・B)。本章では、女性労働者の実態を理解するための基底となるべき事実関係を検証した。とりわけ成人女性の労働力

を中心に組織された集団が相当数存在したという事実は、王室の *kurtas* 管理の構造を把握する手がかりにもなるであろう。次章では、このような労働集団のうち最も多くのテキスト例を得ることができ、かつ内容的にも変化に富む *Pasap* を女性労働者分析の第一としてとりあげたい。⁽²³⁾

四

(1)

成人女性を中心とする労働集団には、特別に女性を示す限定詞 *SAL* が *kurtas* あるいは職名に付加されることがある。⁽²⁴⁾ 限定詞 *SAL* が確認できるものとしては、*Pasap*, *Harrinup*, *abbakis*, *abbakkanas* があるが、⁽²⁵⁾ ⁽²⁶⁾ ⁽²⁷⁾ 検証例のほとんどは前二者に集中する。*Pasap* は、二四例のすべてについて *Pasap* あるが *Pasap* が修飾すべき *kurtas* に限定詞 *SAL* がつく。*Harrinup* については二二例中一七例。すなわち *Pasap* と *Harrinup* は、構成員として男性を含んでいるにもかかわらず、女性の労働集団とみなされていたものの最も顕著な例であった。これに関連して興味深いのは、⁽²⁸⁾ 特別支給についての記録で *Pasap* と *Harrinup* が同一テキストに並記されているという事実である。しかも *PF* 1165 では、両者は *zamip* という特別の術語で総括されている。*zamip* は女性に限定して用いられる術語ではない。この語に対してハロックは「肉体的に困難な労働に従事している者」という解釈の可能性を提示しているが、⁽²⁹⁾ 決定的なものではない。しかしいざれにしても王室が、*Pasap* と *Harrinup* に管理対象として何らかの共通性を認識していたことだけは確実である。

Pasap について、城砦文書を公刊したハロックは、地理的呼称あるいは職名であるという以外、何も具体的な解説はおこなっていない⁽³⁰⁾。これに対し、この語がアヴェスタ語 pas. 「編む、結びめをつくる」に由来するものであり、Pasap を「絨氈織りの女たち」と解釈すべきであるとするヒンツの主張は注目に値する。

ハカーマニシュ朝時代の絨氈に関しては、クセノフォンが宮廷で使用された *karman* の存在を伝えている⁽³²⁾。しかもアルタイ山地のバズイルイクで発見された前五世紀のスキタイの古墳からきわめて精巧なイラン産と考えられるパイルのある絨氈が出土したことにより、当時すでにパイル織り絨氈の技術がきわめて高い水準にあったことが証明されている⁽³³⁾。意匠を凝らした絨氈が宮殿を飾ったのかもしれない。しかし現実にはハカーマニシュ朝治下に絨氈専門の工房があったという確証は何もない。

われわれは、城砦文書自身に Pasap を知る手がかりを求めねばならない。すなわち Pf. 999 に注目すべきである。後述のように Pf. 999 は、Pasap 集団の再区分を記録したテキストであるが、ここでは最多数を擁するサブグループが *tukii hutip* 「tukii をつくる人たち」とよばれている。Tuki とは、前七世紀半ばのスイサで最も基本的な衣服を示すために用いられたエラム語であり⁽³⁴⁾、しかも *tuk* が羊毛を意味するところから、明らかに羊毛で織られた衣服であったと判断してよい。したがってこの *tukii hutip* を主要な構成要素として存在しうる Pasap が、織布に従事する労働集団であったことは確かである。そしてそこで、イランで最も古くから最も広範に利用されていた羊毛が主要な原料であったこともおそらく間違いない⁽³⁵⁾。ペルセポリス出土の五点の織物断片のうち二点も、かなり上質の羊毛で織られたものと同定されている⁽³⁶⁾。それゆえ筆者は、Pasap を広義に「羊毛織り女(たち)」と考える。

Pasap の作業集団の存在は、一五地区で確認できる。そのうち人員数を知ることができるのは、Pf. 847: 92

(Liduma) PF 999 : 107 (所在地不明) PF 1089 : 165 (Taspak) PF 1090 : 153 (Zappi) PF 1128 : 97 (Liduma) PF 1129 : 161 (Baktis) PF 1184 : 116 (Hidali) PF 1794 : 544 (Urandus) の八例⁽³⁷⁾を、これを表3・Aと比べてみるならば、Pasapが比較的大規模な集団を構成していたことが理解できるであろう。

この八例のうち作業集団内部の構成を具体的に示しているのは、PF 847とPF 999である。PF 847(タイプIV)では、合計九二人のうち成人女性四五人。一人が大麥五バル、三四人が四バル、九人が三バルを受けとり、成人女性の標準月額二バルを受けとるのは一人のみである。一方成人男性一六人はすべて標準月額三バルを受けとる(表4)。PF 999(タイプIII)でも成人女性の二バル受給者は少数で、成人女性に対する高額支給が確認できる(表5)。さらにPF 794⁽³⁸⁾では、第二〇年のUrandusに就いた五四四人のPasapに対するUDU. NITÁ(羊・山羊)支給一人一カ月三〇分の一頭⁽³⁹⁾が記録される。kurtasに対するUDU. NITÁ支給はきわめて稀⁽³⁹⁾であり、PF 1794の存在は、Pasapの織布技術が王室から高い評価を得ていたことを裏付けるものに他ならぬ。

ところでPF 1794は、城砦文書中最大の規模のPasap例であるが、Pasapと羊毛の関係を考える上できわめて興味深い。なぜならばUrandusは、かつて筆者が論じたように⁽⁴⁰⁾、預託制を基盤とする王室の家畜飼養の中核組織として機能していたnutanus(家畜庫)の所在地であり、かつこのnutanusには毎年basis(一種の家畜税)として徴収された多数のUDU. NITÁが納められていたからである。そしてbasis徴収が羊毛の取得を主要な目的としていたであろうということも、すでに指摘したとおりである。Pasapに対する最も豊富な原料供給地が、最も多くのPasapを擁していたということは充分に考えられることである。kurtasは、王室の命令で移動を余儀なくさせられる存在であったのだから。

すべて女性である。すでに筆者は前章で、*irsara* が大麦五バルとぶどう酒三マリシユを受けとるきわめて優遇された存在であることを指摘しておいたが、さらに *Pasap* の *irsara* については UDU. NITÁ 支給が記録されている。すなわち PF 1790 によれば、*Hunar, Liduma, Hidali, Zappi, Atek* にいた五人の *irsara* に対して、王室経済の最高責任者 *Panaka* の命令で、第一八年七月―第一九年第二二月の閏月を含む実に一九カ月間にわたって、一人一カ月三分の一頭の UDU. NITÁ が支給されたのである。*irsara* に対する UDU. NITÁ 支給はこの一例のみである。しかもこの三分の一頭という支給額は、第一八年ペルセポリスで働く職人 (*marrip*) を指揮監督した十人隊長 (*dasabatis*) と同額であり (PF 1791)、王室が *Pasap* のリーダーに対していかに高い評価を与えていたかをうかがわせるものである。十人隊長は、王室経済業務にも携ることのできる地位にあり (PF 207, 2017)、城砦文書に関する限り *kurtas* の表示はな⁽⁴¹⁾。

さらに *Pasap* の労働に対する王室の積極的な関心は、*Pasap* に対する支給システムに一層明瞭に現われてくる。*kurtas* に対する支給には通例、(1) *Kurmin* (*kurtas* に対する支給物資の管理)、(2) *damana* (*kurtas* に対する支給物の割当決定)、(3) *Saramana* (*kurtas* に対する支給物の分配担当) の三種類の業務が介在する⁽⁴²⁾。このうち *kurtas* の管理上最も大きな影響力をもったのは、おそらく *damana* 担当官であった。各地の *Saramana* 担当官の流動性とは対照的に、*damana* 担当官は広大な管轄区で継続的に活動する⁽⁴³⁾。このことは、*damana* 担当官が他と *kurdabatis* 「*kurtas* の長」とよばれている⁽⁴⁴⁾ことともよく合致するであろう。各地の *Saramana* 担当官は通常 *damana* 担当官の指令を受けて任務を遂行したと考えられるが、*damana* 担当官が自ら *Saramana* 業務を兼任することもあった。ここで重要

なのは、Pasap に対する saramana 業務が記録される場合、そのほとんどすべてに damana 担当官の名前が見いだされるという事実である。⁽⁴⁵⁾ すなわち Pasap の所在地によって saramana 業務は、Suddayanda と Irsena という二人の人物に明確に二分されるのである。Suddayanda は印章一の通用する王室経済圏の東南部を管轄する damana 担当官であり、Irsena は印章四の通用する西北部を管轄する damana 担当官であった。⁽⁴⁶⁾ この事実は、時と場所によってさまざまな人物が saramana 業務を担当していた他の労働集団と比較すれば、きわめて特異な現象である。これはテキスト発見の偶然性などに帰すべきものではなく、王室の Pasap 管理の原則を示しているとみなすべきであろう。

(2)

もはや Pasap の織布技術が王室から高い評価を得ていたことは、明らかである。Pasap は支給額、支給システムいずれにおいても、一般の労働者とは区別されるべき特異な存在であった。しかし比較的大規模な集団構成、成人女性に対する高額支給、Irsara の存在という Pasap の特徴は、タイプ IV の特徴とも共通する。むしろそれらにより具体的に証明したものに他ならないと筆者は考える。

城砦文書には、Pasap 以外にも多くの職名が現われる。しかしこれまでの研究で各作業集団の分析を徹底させることができなかったのは、職名の中に意味不明のものが少なくないということに加え、必ずしもすべての作業集団に職名が記録されているのではないため、豊富な史料を有するにもかかわらず、集団の同定が進まないということに主要な原因があった。タイプ IV もこの例外ではない。二九例のうち職名が確認できるのは、Pl. 847 以外にはわ

ずか二例にすぎない (PF 865, 995)。しかし Pasap テキストとタイプ IV の共通性、さらに両者の特異性を考えるならば、PF 847 のみならず、職名表示のないタイプ IV の中にも Pasap の作業集団が含まれていると推定するのは自然であろう。それゆえここで再度タイプ IV をとりあげ、Pasap テキストと詳細に比較検討する作業が必要となる。まず第一に PF 847 とタイプ IV の PF 922 (一部は PF 923 に基づいてハロックが復元) がとりあげられねばならない。両テキストは、第二年度の Liduma にいた作業集団に対する Isena が Saramana 業務を担当した大麦支給記録である。PF 847 によれば五月には九二人、PF 922 によれば第二二月には九三人の kurtas が存在した。集団内部の構成には若干の変動はあるが、全体としてみれば、両テキストは同一集団を対象として作成されたとみなしてさしつかえない。また PF 1128 によれば、やはり同年 Liduma の Pasap 九七人が六カ月間ビールの特別支給を受けている (構成の詳細は不明)。同一年内の人員数の変動が何によるのかは不明であるが、PF 922 に記録される kurtas が PF 847, 1128 と同様 Pasap であったことは間違いない。この年 Liduma には、他の作業集団に対する支給記録は発見されていない。この作業集団はタイプ IV の PF 923、および再度若干の構成員の交替を伴ってタイプ IV の PF 969 に現われる。すなわちタイプ IV の PF 847, 922, 923, 969 はすべて、同一の Pasap 集団についての記録であったと判断することができる。

次に Zappi に関してみてみよう。PF 1090 は、Zappi にいた Pasap 一五三人が穀粉の特別支給を受けたことを記録する。PF 1090 は一五三人の詳細については何も記録しないが、Zappi の一五三人というこの数字は、タイプ IV の PF 930 の第二二年の大麦支給記録と見事に一致するのである。しかも第二二年の Zappi には確かに Pasap は存在した (PF 1012)。この三例におおじてはすべて、Isena が Saramana 業務を担当する。一方同年、

Zappi には他にぶどう酒の特別支給を受けた三三人の *kurts* が存在するが、かれらに対する *saramana* 業務を担当したのは *Ustiana* であるので、PF 930 を Pasap の記録とみなすことには抵触しない。さらに PF 931, PF 932 が、集団の構成から判断して明らかに PF 930 と同一の作業集団を対象に作成されたものである。すなわち Pasap の記録。

以上 PF 847 に加えさらにタイプ IV の六例が、Pasap についての記録であったことは確実である。とすればタイプ IV のうちこれら七例と明らかに同一の構成上の特徴をもち、かつ Pasap の存在が確認できる Hunar, Kurra, Urandus についての少なくとも七例は、同じく Pasap の記録とみなして誤りないであろう。⁽⁴⁷⁾ この結果、われわれは五地区の Pasap について集団構成およびその変化を知ることができる(表 4)。

Urandus の四例が明示しているように、毎月実に正確に Pasap の点検がおこなわれていた。しかも *Sundayanda* と *Irsena* による *saramana* 業務の二分割を、ここでも一貫して認めることができる。すなわちタイプ IV から抽出した二三例をあらたに加えることによって、人員数・支給額両面における成人女性の優位、女性リーダーの存在、王室の積極的な管理体制という Pasap テキストの分析から得た結果は、一層強化されることになる。確かにこれらは Pasap 管理の原則であった。

(3)

次に Pasap の作業内容に関連する PF 999 の分析に移ろう。PF 999 は、一〇七人の Pasap に対する第二四年第一月—閏一二月の大麦支給記録である(表 5)。PF 999 は、通例の五バルを受けとる女性リーダーが存在せず、

表4. Pašap 集 団

PF No	治世年	月	kur-tas 合計	大 麦 支 給 額 (BAR)											男女別 合計	šaramana 担当官	集 団 所在地	当該地の Pašap 確認 テキスト
				1)	5	4½	4	3½	3	2½	2	1½	1	½				
847	21	5	92	m f	1		34			16			(7) (5) (6)	34	Iršena	Liduma	PF847 1128 1790	
922	21	12	93	m f	1		31			12			(6) (4) (4)	26	Iršena			
923	23	8	93	m f	1		31			12			(6) (4) (4)	26	Iršena			
969	28	6	94	m f	1		30			14			(3) (2) (7)	26	Attiyalka*			
930	22	7	153	m f	1		1			14			(9) (4) (11)	44	Iršena	Zappi	PF1012 1090 1790	
931	23	3	162	m f	1		1			19			(6) (6) (4)	109	Iršena			
932	23	7	161	m f	1		1			15			(15) (13) (4)	49	Iršena			
924	22	1	140	m f	1		21			7			(10) (7) (13)	37	Iršena	Hunar	PF1790	
970	28	12	161	m f	1		24			44			(10) (16) (7)	103	Attiyalka*			
935	22	12	72	m f	1		4			11			(7) (6) (6)	28	Iršena	Kurra	PF875	
1948 ^u	1	218	m f	2		2				13	(2)	(15)	(6) (5)	(31)	74	Suddayauda	Urandaš	PF1794
2-7 ^u	3	228	m f	2 ^{a)}		9				60	(6)	(8)	(6) (3)	(22)	69	Suddayauda		
8-14 ^u	4	227	m f	2		40				61	(5)	(115)	(11)	(24)	159	Suddayauda		
15-20 ^u	7	10	m f	2		9				15	(6)	(9)	(7) (4)	(23)	73	Suddayauda		
21-26 ^u	9	225	m f	2		9				15 ^{b)}	(6)	(9)	(7) (4)	(23)	73	Suddayauda		
	12					40				61	(5)	(115)	(7)	(4)	(24)	152		

- 注 1) m:男性 f:女性 ()は「こども」を示す。
 2) テキストでは1½BARとなっているが明らかに書記の誤記。
 3) テキストでは成人女性となっているが明らかに書記の誤記。
 4) テキストでは4BARとなっているが明らかに書記の誤記。
 5) テキストでは少年となっているが明らかに書記の誤記。
 6) 本文注46参照。

表5. PF999

作業内容	大 麦 支 給 額 (BAR)																
	4½	4	3	2½	2	1½	1	½									
tukli bariš huttip	m 1	f 10															
tukli ramiya huttip			f 21	f 1													
tukli huttip					m 7												
luplak bariš huttip	m 2	f 6															
luplak ramiya huttip			f 7	f 1	f 2												
kansuka ramiya huttip			f 18	f 1													
kansuka huttip					m 3												
w.Īlg huttip				m 2													
zilpira		m 1															
razāka																	
takdudum (?)																	
														(m2)	(m6)	(m2)	
														(f1)	(f5)	(m5)	
合 計										m18	f68	(m10)	(f11)				

- 注 1) m:男性 f:女性 ()は「こども」を示す。
 2) 「こども」については、作業内容の表示はない。

四・五バルを受けとる成人男性三人が最高額受給者となっている特殊な Pasap 例であり、この Pasap 集団は何らかの特別の目的のために編成されたのかもしれない。しかしながら Pasap 集団内部の状況を知りうる貴重な例であることにはかわりはない。

表5から明らかなように、tukli hutip, Iuplak hutip, kansuka hutip がこの Pasap 集団の主要な構成要素であった。tukli は本章(1)で述べたように、最も基本的な衣服を示す語である。kansuka は「上着」⁽⁴⁸⁾、Iuplak は「外套(?)」⁽⁴⁹⁾と解釈される。⁽⁵⁰⁾ 前二者については、ヒントの指摘のように、これらがペルシア人がエラム人から借用した宮廷服に関連するものとすれば、tukli はペルセポリスのレリーフに描かれるペルシア人やエラム人が着用している袖の広い長衣を、kansuka は前七世紀半ばのスーサで tukli と組みあわせて支給されていた krtu 「肩かけ、外套」を示しているのかもしれない。⁽⁵¹⁾ あるいは日常生活や軍隊においてペルシア人が採用したとクセノフォンやストラボンが報告しているメディア風の衣装に関連するものとすれば、tukli は γυναικῶν 「テユニック」、kansuka は κενόρυκον 「袖つきの長い上着」を示しているのかもしれない。しかしいづれにしてもこの Pasap 集団で生産されていたのは、衣服としての完成段階まで含んでいた可能性は否定できないが、基本的には tukli, Iuplak, kansuka 三種類の用途に用いられる織物であったはずである。なぜならば織物の縮充工程との関連を示唆する「(胡麻)油づくり人」(w. l. le hutip) が含まれているからである。胡麻油は、シユメール以来アルカリと並んで最も頻繁に縮充剤として使用されたものであった。⁽⁵²⁾ Pasap の織るこれら三種類の織物は品質によって、(1) baris 「最高級」⁽⁵⁴⁾ (2) ramiya 「上質」⁽⁵⁵⁾ (3) 修飾語を伴わない、この三段階に分けられていた。

baris hutip として言及される男性三人は、おそらく各グループの監督官であった。各グループの監督官数と織

布工数、品質段階を比較すると次のようになる。tukli hutip — 監督官一、織布工三九、品質三段階。Iuplak hutip — 監督官二、織布工二六、品質上位二段階。kansuka hutip — 監督官〇、織布工二二、品質下位二段階。tukli が最も標準的で最も需要の多いものであったことは、このことから明白である。最も品質管理に注意が払われているのは Iuplak であり、一方、kansuka にはさほど注意が払われていない。

また baris や ramiya で修飾される上質の織物の生産に従事するのがすべて女性であるのとは対照的に、修飾語を伴わない最も品質の劣る織物の生産に従事するのはすべて男性であり、Pasap における女性の技術的優位には疑問の余地はない。しかもこのことは、これらの男性がニバルしか与えられていないという事実によって一層確かなものとなる。かれらは、テキストでは少年と区別して記録されているが、男性の場合ニバル受給者が通例少年であることから判断して「おとな」とみなされるようになって間もない男性なのであろう（ただし両者を区別する具体的な年令を知ることが現段階では不可能である）。この Pf. 999 の存在は、前章でタイプ IV に属する集団が特殊な技術をもつ女性を中心としたものであろうと推定した筆者の立場にとってはきわめて重要である。

さらに成人女性の支給額ごとの分布状況を調べてみるならば、ramiya 段階では技術の優劣差はある程度許容されていたことがわかる。これに対し baris 段階は、四バルの大麦支給を保証される特別に選りすぐられた女性のみで構成されていた。tukli や kansuka と比較して、Iuplak ramiya についてはニバル受給者に対するニバル受給者の割合が高いのは（七・三二）、おそらく二人の監督官の存在によってもたらされるものであろう。もはや王室 Pasap 各人の技術および織物の品質管理に細心の配慮を払っていたことについては、贅言を要しない。そして王室経済における羊毛織物の重要性についても同様である。

ところでニバルを与えられている男性はやがて三バルを与えられる段階に達するはずであるから、PF 999 については、四・五バルを受給する男性を Pasap 集団の特徴である五バルを受給する女性リーダーに置きかえさえすれば、直接生産に従事する男女のバランス自体には、他の Pasap 例と比べてなんら基本的な差異は存在しない。したがって、PF 999 における女性リーダーの不在の理由は不明であるが、他の Pasap 集団も基本的には PF 999 と同様の構成原理—織物の用途と品質による集団の再区分—に基づいて編成されていたとみなしてさしつかえないであろう。集団内の支給額の差は、各自の生産する織物の品質と、各自の熟練度によるものであった。

最後に、zilpira, razaka, zilpira の妻と注記される takdudum (7) は、前述の油づくり人が三バル受給者の筆頭に記録され上記三グループに先行するのは反対に、常に上記三グループの記述終了後に現われる。かれらは織物完成後の何か補助的な作業に従事したのであろうか。⁽⁵⁶⁾ 残念ながらいずれも語義不明であるうえ、検証例は PF 999 のみであるので、かれらの作業内容を確定することはできない。

五

本稿は、城砦文書を手がかりに、ペルセポリス王室経済圏の女性労働者の問題を考察した。その結果、女性労働者が王室経済の重要なファクターであったこと、彼女たちの労働に対する評価は決して一律ではなく、中には男性労働者を凌ぐきわめて高い評価を得ていた Pasap とよばれる人たちが存在していたことが確認できた。本稿であらたに二三テキストが Pasap 集団の記録と同定できたことよって、Pasap の実態はかなり明らかになった。

Pasap は女性リーダーの下に、成人女性の労働力を中心に編成された羊毛織りの作業集団であり、集団内部は生

産する織物の種類と品質および労働者の熟練度に基づいて再区分されていた。王室は、Pasap の織布技術と織物の品質に対する管理を徹底させると同時に、Pasap に対しては、一般の女性労働者と比較して異例の高額支給を保証した。とりわけリーダーとなった女性に対する王室の評価は高く、おそらく彼女たちは長年の経験に裏付けられた高度の技術の持ち主であり、集団内の各作業を指揮し、品質管理に対しても責任を負ったのである⁽⁵⁷⁾。Pasap 集団における男性の役割は、むしろ補助的なものにすぎなかったと考えることができる。Pasap は女性を中心とする特殊な作業集団であったが、彼女たちは家族生活から分断された存在であったのではない。彼女たちもまた妊娠と出産を経験⁽⁵⁸⁾し、一カ月の産褥期間、就労を猶予された⁽⁵⁹⁾。

さらに Pasap に関連して、次のような興味深い事実がある。すなわち Pasap 集団には、被征服民族名が一例も検証できないということがある。しかも PF 1790 では Zappi にいた Pasap のリーダー Sadduka te Zappira⁽⁶⁰⁾ 「Zappi の人」とよばれている。彼女が地元住民から徴集された人物であったことは間違いない。一方 Pasap 集団と対照的な男性中心のタイプ I の中に家畜飼養に従事していたと想定しうる集団が含まれているという事実がある⁽⁶¹⁾。かれらには総じて高額支給が保証され、かつ被征服民族名が表示されることもない。かれらと Pasap のこの対照は果して偶然であろうか。筆者は、この王室の家畜飼養に従事する男たちと Pasap はともに王室経済管轄下の家畜飼養民、すなわちペルシア人の中から徴集された人たちではなかったかと考える（羊毛織りの技術が、すぐれて家畜飼養民の間で発達してきたことに異論はあるまい）。そしてこのことは、王室の Pasap に対する異例の優遇と積極的な管理にも少なからずかかわってくるはずである。

これは現段階ではあくまで推論の域をでないものであるが、Kurtas の性格規定のみならず、ハカーマニシュ朝の

支配構造、およびハカーマニッシュ朝治下のペルシア人社会の構造を考える上でも重要な問題であろう。しかしこれは本稿の課題を大きく越えるものであり、本稿で深くほりさげることのできなかつたいくつかの問題とともに稿を改めて論じなければならぬ。

注

- (1) kurtas は一般に集合名詞的に用いられる。PF 847, 1021, 2070 は一人に対しての適用例。また特殊な単数形 kurtasra / 複数形 kurtaspe, kurzap も存在する。
- (2) G.G. CAMERON, *Persepolis Treasury Tablets*, 1948; id., "Persepolis Treasury Tablets Old and New", *JNES* XII, 1958, pp. 161-176; id., "New Tablets from the Persepolis Treasury", *JNES* XXV, 1965, pp. 167-192. 邦蔵文書は 492-458 B.C. の記録。PT は邦蔵文書テキスト。
- (3) R.T. HALLOCK, *Persepolis Fortification Tablets*, 1969. 以下 PFT と略記。PF は城壁文書テキスト。ハロックは、三二のカテゴリでテキストを分類した。以下本稿で使用するものに限って示す。L₁: gal makip で修飾される月額支給、L₂: gala で修飾される月額支給、L₃: その他の月額支給、M: 特別支給、N: 産婦支給、R: 分類不可能な支給、T: 書簡、V: 仕訳帳。
- (4) W. EILERS, "Eine mittelpersische Wortform aus frühachämenidischen Zeit?", *ZDMG* 90, 1936, S. 193-196; id., *Iranische Beamtennamen in der keilschriftlichen Überlieferung* I, 1940, S. 63-67.
- (5) G.R. DRIVER, *Aramaic Documents of the Fifth Century B.C.*, 1957 の第七、九、一二書簡。ただし PF 857f. の書簡のみが kurtas ち gbm 「人々」で訳われている。
- (6) I. GERSHEVITCH, *Asia Major* N.S. 2, 1951, pp. 139-142.
- (7) kurtas の性格規定に関する諸見解とその問題点については、佐藤進「アカイメネス朝王室経済の労働者 kurtas について」『オリエンツ』第一六巻第一号、昭和四八年、一一二五頁。筆者自身は、kurtas の中には法的・社会

的地位の異なるいくつかのグループ（戦争捕虜、一定期間の賦役を果すために徴集された人たち、ペルシア人・エラム人の自由民）を含むとするダンダマイエフの見解が基本的には正しい見通しをもつものであろうと考える。

M.A.DANDAMAYEV, "Forced Labor in the Palace Economy in Achaemenid Iran", *Alt-orientalische Forschungen*

II, 1975, S.71-78.

(8) 1 BAR=10 QA 1 maris=10 QA 1 QA=0.927

(9) 支給自体はきわめて少額。通例一人一カ月一〇分の一バル。

(10) P.F.T, p.28.

(11) Kurtasの男女比は、宝蔵文書では成人男性四二%、成人女性三〇%、少年一六%、少女二二%（佐藤進「アカイ

メネス朝王室経済の労働者 Kurtas について」三—四頁）、城砦文書では成人男性三七・五%、成人女性三九・八%、少年一二・七%、少女一〇%（M.A.DANDAMAYEV, "Royal Estate Workers in Iran", *BH* 1973, p.25）と算定される。成人男女の比率はほぼ対応しており、Kurtasが家族生活を営んでいたことの一証左とみなすことができる。

(12) ハロックの分類に基づく三四二点の分類は次のとおりである。L₁:一五三、L₂:五一、L₃:三八、V:六八（L₁

・三三、L₂:三〇、L₃:五）、T:二九（L₁:一八、L₂:一一）。

(13) ぶどう酒・ビール支給は、支給対象が限定されるので労働集団全体の構成を知るには不適當であり、ここでは考察の対象外とした。また補充人員など明らかに労働集団全体にかかわらない PF 1007, 1021, 1031, 1032, 1059, 1062, 1942 II.34-36 も対象外とした。表2・3の作成についても同様。なお二五〇例中一九七例は大麥支給記録。

(14) タイプI・II・IIIの分類については、表2・注のように数量的に処理して得た男女の構成率を基準とした。ただしIIの基準は、集団の規模が大きくなり、しかも2000以上のものでは、男女差の絶対数がかなり大きくなるため、単純に適用するのは適當でないように思われる（2f.10の例はない）。それゆえ二〇〇人以上の集団については、さらに全体の中で女性の占める割合を百分率で計算しなおし、ボーダーラインに近似する六六%以上になるものに限って、f.2mとみなしタイプIVに分類した（PF 859-861）。タイプIVの再区分についても同様に処理した（PF 1948 II.2-26, 2045）。なお以下の数字はすべてテキスト例である。支給年・月の違いはあるが、おそ

らく同一集団についての記録と推定される複数のテキストが存在する場合があり、すべてについて将来できる限り正確な同定作業をおこなうことよって集団数を整理する必要があることはいうまでもない。しかしその結果も、全体の傾向を知るといふ当面の問題に限れば、本稿のそれと大きな差は生じないと思われる。

- (15) 月ごとの詳細な *kurtaş* の点検、あらたな徴集(注13)、「他地区への *kurtaş* の移動 (PF 1557, 1577, 1825, 1852)」、死亡による支給停止 (PF 975, 1957 II.12-20) などから、これらのテキストが *kurtaş* の現状把握と再編成の基礎史料になっていくことは明白である。

- (16) II-III : PF 973, 1010, 1842, 1843, II-III : PF 952-954, 1028-1030, 1034, 1035, 1047, 1066, 1942 II. 10-16, II. 17-23, III-III : PF 947, 955, 959-961, 1947 II.37-39, II.40-42, II.43-45, IV-IV : PF 866, 1948 II. 2-7, II.8-14, II. 15-20, II.21-26, 2045.

- (17) 佐藤進「アカイメネス朝・ベルシマ王室経済の研究(一)、『史学研究(東京教育大学文学部紀要)』二、昭和四八年、二五—二六頁は、第二一・二三年の *kurtaş* の構成比率を成人男性二二%、成人女性四五%、少年一九%、少女一四%と算定し、両年の女性労働力の優位を指摘する。

- (18) PF 929 (65)*, 962 (14), 972 (11), 974 (27)*, 996 (15), 997 (15), 1019 (4), 1037 (9), 1051 (32)*, 1069 (31), 1070 (31), 1071 (34)*, 1943 II. 2-5 (41)*, 1947 II. 74-75 (42), 1951 II. 3-7 (21). () 内は人員数、* は三バルの大麦支給を受けとる女性の存在を示す。PF 1947 のみ穀粉支給、他はすべて大麦支給。

- (19) PF 847, 866, 922-928, 930-932, 935, 940, 948, 949, 957, 958, 969, 970, 995, 1948 II. 2-7, II. 8-14, II. 15-20, II. 21-26, 1955 II. 4-7, 1956, II. 4-10, 1960 II. 5-10, 2045.

- (20) 五バルの大麦支給を受けとる女性は、タイプ IV 以外では、PF 865, 959-961 に記録されるが、これらの場合には六一五バルを受けとる男性も存在する。

- (21) この三テキストでは、六バル受給者一人だけが他の構成員とかけ離れて高額支給を得ているので、タイプ IV の他のテキストと同列に論じるべきではないように思われる。

- (22) PFT, p. 704. Pašap (本稿第四章参照) (PF 875, 876, 1012, 1790) kapuškup (宝蔵労働者) (PF 865, 866, 879) にしつては、すべて女性。PF 1330 は移動中の少年一〇人を率いる男性、PF 1076 は男女各一人(職名不明)。

- PF1063, 1064 はなまじう酒三ツリシユを受けとる男女各一人が同義語 *matistukkak* じゃばれぬ。
- (23) Pašap が明記されるキヌメは次の二四点。L₁: PF 847, 875, 876。L₂: PF 999, 1012。M: PF 1089-1091, 1128, 1129, 1165, 1171, 1184。N: PF 1200, 1201, 1203, 1236。R: PF 1590, 1606, 1608。T: PF 1790, 1794, 1848。PT 6。
- (24) PF 1078 は男性のみを集団であるのべ、明かた書記の誤記。
- (25) 「Harina の人たす」PFT, p. 692. cf. W. HINZ, *Ahramisches Sprachgut der Nebenbeteiligungen*, 1975, S. 36. 又ハ HINZ, 1975 の略記。おほむ規模の大きくなら (最低五人—最高九四人) の下に編成せられた「女・リウカ」を中心とする集団。
- (26) おほむの田圃・首尾の関与を『PFT, p. 19f. p. 664. cf. HINZ, 1975, S. 31-32. 一例を除きすべて限定語 SAL.
- (27) 證據不明 PFT, p. 664. すべて限定語 SAL.
- (28) PF 1091, 1165, 1171.
- (29) PFT, p. 11. cf. W. HINZ, "Elamica II", *Orientalia* N. S. 36, 1967, S. 331-332.
- (30) PFT, p. 742.
- (31) W. HINZ, *Neue Wege in Alpersischen*, 1973, S. 172. 又ハ HINZ, 1973 の略記。
- (32) XENOPHON, *Cyropaedia* V, viii, 16.
- (33) R. GHRSHMAN, *Perse: Proto-iranians, Medes, Achemenides* 1963, pp. 360-362; H. E. WULFF, *The Traditional Crafts of Persia*, 1966, p. 212.
- (34) W. HINZ, "Zu den Zeughaustafelchen aus Susa", in *Festschrift für Wilhelm Eilers*, 1967, S. 85-86, 94, 98.
- (35) WULFF, *op. cit.*, p. 177.
- (36) E. R. SCHMIDT, *Persopolis II*, 1957, p. 137. L. BELLINGER のとらぬ同定。ノールム・ナンバー PT 6 721, PT 6 723.
- (37) Pašap の存在を確認せぬのをせじ Kurra (PF 875), Umpuranuš (PF 876), Tukraš (PF 1201, PT 6), Narez-

- zaš (PF 1203), Mataman (PF 1236), Parmadan (PF 1606), Dašer (PF 1608), Hunar (PF 1790), Atek (PF 1790), PF 1236 と Irtašduna (ダーリヤフウの妻 *Ἀρτωστραυή*) に属する Pašap の記録。
- (38) PF 1794 と 王宮経済の最高責任者 Parnaka が家畜長 (kasabatīs) Harrena と Urandus による kurtas に対する UDU: NITÁ 支給を命じた手紙。Pašap 五四四人以外に、職名表示のなる kurtas 一七六人、w. GIR. Ig hut-tp 「GIR (語義不明) をつくる人たち」三〇人を含む。
- (39) UDU: NITÁ 支給については、川瀬豊子「Haxamanis 一朝初期における小家畜管理」『国立民族学博物館研究報告』四巻一号、昭和五四年、表4。
- (40) 川瀬、前掲論文四三—七八頁。T. KAWASE, “Sheep and Goats in the Persepolis Royal Economy”, *Acta Sumerologica* 2, 1980, pp. 37–51. Urandus の nutanus の存在は PF 2012, 2025 によって確認される。
- (41) 宝蔵文書では kurtas と表示される、PT 12, 15.
- (42) ちょうど kurtas の支給物受けとりの代理人とみなすべき人物が介在する場合がある。
- (43) PFT, p. 27f.
- (44) Karkis : PF 1161, 2010. Šuddayanda : PF 1792, 2070. Išena : PF 1368, 1797–1800. ただ、kurdabatīs としての活動は必ずしも damana 業務を担当していた時期と一致するわけではない。
- (45) 城壁文書二三例中二三例。PF 1590 のみ Parru.
- (46) R.T. HALLOCK, “The Use of Seals on the Persepolis Fortification Tablets”, in Mc. GIBSON and R.D. BIGGS (ed.), *Seals and Sealing in the Ancient Near East*, 1977, pp. 129–131. Išena の damana 業務が確認されるのは、第一九年第五月—第二二年五月であるが、その直後 Išena の職務を引き継いだ人物は検証されていないので PF 875, 1012, 1129 の期間中も Išena は damana 業務を継続していたとみなして問題はない。なお Išena の管轄区内の Liduma と Hunar の第二八年の記録 PF 969, 970 は、おそらく少くとも第二八年まで Attiyaka が Išena の後継者となっていたことを示しているであろう。
- (47) タイプ IV の中には、男性の分布が明らかに Pašap とは異なるものが存在する。すなわちここでは Pašap テキストとみなしたものには含まれてない三・五バルを受けとる成人男性が記録されている。これは、PF 865 (タイ

- ブⅢ) PF 866 (タイプⅣ) に認められる *kapuskip* (宝蔵労働者) の構成と共通する。それゆえこのタイプに属する PF 949 の *Urands* の一例は除く。集団の構成から判断すれば PF 925-928, 957, 958, 2045 の *Pašap* の記録でもあったのかも知れない。
- (48) HINZ, 1975, S. 145; O. SZEMERÉNYI, "Iranica VI (Nos. 71-75)", *Studia Iranica* 9, 1980, p. 53.
- (49) HINZ, 1973, S. 172.
- (50) ヘルシマン人の衣装に関する G. THOMPSON, "Iranian Dress in the Achaemenian Period, Problems concerning the *Kandys* and Other Garments", *Iran* Ⅲ, 1965, pp. 121-126; D. STRONACH, "The statue of Darius de couverte à Suse: description and comment", *JA CCLX*, 1972, pp. 241-246. 又 A. SPYCKER, "Women in Persian Art" in D. SCHMANDT-BESSERAT (ed.), *Ancient Persia: The Art of an Empire*, 1980, pp. 43-45 の高貴な婦人の衣装に関する言及も参照。
- (51) W. HINZ, *Altiranische Funde und Forschungen*, 1969, S. 72-74.
- (52) XENOPHON, *Cyropaedia* I Ⅲ 2, Ⅳ 140, Ⅲ 13; STRABO XV Ⅲ 19.
- (53) H. WAETZOLDT, *Untersuchungen zur Neusumerischen Textilindustrie*, 1972, S. 153-174.
- (54) HINZ, 1973, S. 41; id., 1975, S. 64.
- (55) HINZ, 1973, S. 40; id., 1975, S. 198.
- (56) 縁のギョープリケ、刺繍などの作業でもあったのかも知れない。Hdt., Ⅳ 120; Quintus CURTIUS, Ⅲ Ⅲ 17. cf. R. J. FORBES, *Studies in Ancient Technology*, 1964, p. 233.
- (57) 職布技術に秀でた女性の名声が部族を越えてはるか遠くまで、そして死後も長く伝えられるところ、遊牧民の例 (M. G. KONIECZNY, *Textiles of Baluchistan*, 1979, p. 121.) や、伝統的テキスタイルや色糸の指示が年長者が仕事中心に歌い歌謡にもつて教えられるところ、絨氈織の例 (WULFF, *op. cit.*, p. 215; A. SMITH, *Blind White Fish in Persia*, 1953, p. 101) など、*Pašap* のリーダーの役割を考へる上でも示唆的であろう。
- (88) PF 1200, 1201, 1203, 1236.

- (59) 産後 (raip) の母親には、一カ月間の特別支給が与えられる。男児出産者に対する支給額は常に女児出産者の二倍である。ぶどう酒の場合、男児出産者一マリシユ、女児出産者〇・五マリシユ。穀類の場合、男児出産者二バル、女児出産者一バル。この支給が労働力確保を目的としたものであることはおそらく間違いないが、毎年最大の子福者に王から報賞が与えられたというペルシア人の風習とも関連するのかもしれない (Hdt. I 136, Strabo, XV ≡ 17)。この産後の母親に対する支給の存在は、王室の kurtas 管理を考える上で重要であるが、いまだ充分な研究はない。最近の P. MASTER, "Gebooterpremies en Tewelkstelling van Jongern te Persepolis (van Darius I tot Artaxerxes I)", in A. THÉODORIDES et al. (ed.), *L'enfant dans les civilisations orientales*, 1980, p. 20 も簡単な紹介にすぎない。なお出産に関しては Passar が abbakis (注26) を兼任する PT 6 の存在が興味深い。
- (60) M. MAYRHOFER, *Onomastica Persepolitana*, 1973, S. 229 以下は明らかにイラン語系の人名。
- (61) PF 1011, 1044, 1045, 1061, 1077-1082.

附 記

筆者は、昭和五十六年度東京外国語大学アジア・アフリカ研究所共同研究員として上岡弘二助教授の御指導を受け、本稿作成にあたっては多大の御教授を賜った。特記して心から謝意を表したい。